

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案

現行

<p>（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）</p> <p>第十四条の十一の三の二 法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行が営むことができる業務（以下「銀行関連業務」という。）とする。</p> <p>（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）</p> <p>第十四条の十一の三の三 銀行は、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等（法第十三条の三の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備</p> <p>二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備</p> <p>イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	-------------------------

- 
- ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
  - ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
  - ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法
  - 三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
  - 四 次に掲げる記録の保存
    - イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
    - ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録
  - 2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。
  - 3 第一項の「対象取引」とは、銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。
- (顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)
- 第三十四条の十四の二 法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。
- 

(新設)

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十四条の十四の三 銀行持株会社は、当該銀行持株会社の子会社

である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とす

る銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等(法第五十二

条の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条

において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子

金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い

、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会

社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社

の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害さ

れることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確

保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離す

る方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方

法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれが

あることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な

方法による公表

(新設)

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。

3 第一項の「対象取引」とは、銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(資産の額等)

第三十四条の三十の二 令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

2 令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

(資産の額等)

第三十四条の三十の二 令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

2 令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、当該銀行持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）が当該銀行持株会社の子会社であるときは、令第十六条の二の四第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、当該銀行持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）が当該銀行持株会社の子会社であるときは、令第十六条の二の三第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

一・二 (略)